

四日市市避難勧告等の判断・伝達マニュアル

四日市市

平成29年3月改訂

目 次

1. はじめに	1
2. 避難情報の特性	2
3. 水害		
3-1 避難勧告等の発令基準	3
3-2 避難すべき地域	4
3-3 避難情報の伝達	5
4. 土砂災害		
4-1 避難勧告等の発令基準	6
4-2 避難すべき地域		
4-3 避難情報の伝達	6
5. 津波災害		
5-1 避難勧告等の発令基準	8
5-2 避難すべき地域	8
5-3 避難情報の伝達	9
6. パトロールの実施	9
7. 情報の伝達方法	10
7-1 防災行政無線による情報伝達	11
8. 避難行動要支援者に対する情報伝達	12

1. はじめに

本市では、これまでに昭和 34 年の伊勢湾台風や 49 年豪雨災害など大規模な台風や集中豪雨による大きな被害を受けてきました。

平成 16 年には新潟・福島、福井など全国で多発した一連の水害・土砂災害で、200 名を超える死者・行方不明者が発生しました。

この平成 16 年の災害を受けて、本市では国土交通省「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」等に基づき、風水害に対する被害の軽減を目的に「四日市市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」を策定しました。

その後、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、津波からの避難の遅れにより 18,000 名を超える死者・行方不明者が発生したことを受け、津波災害時の避難判断基準を設定しました。

平成 26 年 8 月には、台風 11 号の接近に伴い気象庁から四日市市に初めての大雨特別警報が発表され、市内全域に避難指示を発令し、全指定避難所の開設を行いました。この事案を受け、四日市市では災害情報の周知や全指定避難所を開設することについての課題などが浮き彫りとなり、このような課題を踏まえて今後の対応策を明らかにするため検証を行いました。

さらに同月、広島市においても局地的な短時間豪雨により大規模な土砂災害が発生し、土砂災害における避難勧告や情報伝達などのいくつかの課題が指摘され、警戒避難体制の整備が急務となりました。

そのような中、本市では「四日市市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」の内容を、

- ①避難に関する考え方を改めて整理
- ②情報伝達方法をわかりやすく設定
- ③土砂災害時の避難判断基準を変更

等と見直しました。今後、広く住民の皆さんに理解していただくため、避難勧告等について、その意味や情報を受けたときのとるべき行動など、継続的に伝えてまいります。

最後に、これからも「四日市市避難勧告等の判断・伝達マニュアル」は、河川に関する情報体制の整備進捗や、実際の避難行動等からの反省などに基づき、適切な時期に見直していくものとします。

2. 避難情報の特性

ここで対象とする避難情報については次のものがあり、それぞれの情報の特性は以下のとおりです。

	発令時の状況	住民に求める行動
避難準備・ 高齢者等 避難開始	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 要援護者等、特に避難行動に時間を要する者は、避難行動を開始 上記以外の者は、家族等との連絡、非常用持出品の用意等、避難準備を開始
避難勧告	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の避難行動ができる者は、避難行動を開始
避難指示 (緊急)	<ul style="list-style-type: none"> 前兆現象の発生や、現在の切迫した状況から、人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 堤防の隣接地等、地域の特性等から人的被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況 人的被害の発生した状況 	<ul style="list-style-type: none"> 避難勧告等の発令後で避難中の住民は、安全な場所への避難を終える 未だ避難していない対象住民は、直ちに避難行動に移るとともに、そのいとまがない場合は生命を守る最低限の行動



※避難行動とは

- 数分から数時間後に起こるかもしれない自然災害から「身を守るための行動」を意味します。
- 自分の住んでいる場所の危険度（河川決壊による浸水災害、土砂災害）によって変わります。
- 浸水箇所や土砂災害の危険箇所を水害ハザードマップでご確認いただき、避難所への避難、ご自宅の2階への避難など、状況に応じた、また、自分にあった避難行動を取ってください。



3. 水害

3-1 避難勧告等の発令基準

- 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令については、河川（大臣、知事の指定河川）ごとに以下の基準を基に、直近の気象情報や、河川巡視等からの報告を含め、総合的に判断します。
- 特別警報の発表の見込みがある、または発表された場合は、気象台等から情報収集を行い、その状況に応じて対象河川付近に加え、他の地域にも避難勧告等を発令するか判断します。

対象情報 河川名	避難準備・高齢者等避難開始	避難勧告	避難指示（緊急）
鈴鹿川	高岡観測所の水位が3.60m（氾濫注意水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	高岡観測所の水位が4.40m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	高岡観測所の水位が4.80m（避難指示判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。
鈴鹿川 （派川）	五味塚橋の水位が*3.10mを観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	高岡観測所の水位が氾濫危険水位を観測し、その変化と合致する上昇がみられ、さらに水位の上昇が見込まれる。	高岡観測所の水位が避難指示判断水位を観測し、その変化と合致する上昇がみられ、さらに水位の上昇が見込まれる。
内部川	河原田観測所の水位が1.90m（氾濫注意水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	河原田観測所の水位が2.50m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	河原田観測所の水位が2.80m（避難指示判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。
海蔵川	御館観測所の水位が1.78m（氾濫注意水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	御館観測所の水位が2.09m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	御館観測所の水位が2.77m（避難指示判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。
三滝川	高角観測所の水位が2.40m（氾濫注意水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	高角観測所の水位が3.00m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	高角観測所の水位が3.62m（避難指示判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。
朝明川（上流） 東名阪道以西	小牧観測所の水位が2.09m（氾濫注意水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	小牧観測所の水位が2.53m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	小牧観測所の水位が3.11m（避難指示判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。
朝明川（下流） 東名阪道以东	松寺観測所の水位が1.70m（氾濫注意水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	松寺観測所の水位が2.63m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	松寺観測所の水位が3.19m（避難指示判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。
鹿化川	赤堀観測所の水位が2.00m（氾濫注意水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	赤堀観測所の水位が2.34m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	赤堀観測所の水位が3.13m（避難指示判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。
天白川	日永観測所の水位が1.12m（氾濫注意水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	日永観測所の水位が1.72m（氾濫危険水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。	日永観測所の水位が2.42m（避難指示判断水位）を観測し、水位の上昇がさらに見込まれる。

- ・ 準用河川、都市下水路については、その流域の範囲が狭い事などから予測が困難であるので、発令基準の対象河川等には含めません。
- ・ 各河川の水位や雨量情報は、各河川管理者及び市のホームページで公開しています。

* 旧楠町の地域防災計画で危険水位と定められていた数値ですが、現実的には警戒を行う初期の値として運用されていたことから、氾濫注意水位として準用します。

※ 平成27年7月1日から知事指定河川については、避難判断水位⇒氾濫危険水位、氾濫危険水位⇒避難指示判断水位と水位情報が変更されました。

※ 平成28年12月1日から国土交通省指定河川については、避難判断水位⇒氾濫危険水位、氾濫危険水位⇒避難指示判断水位と水位情報が変更されました。

3-2 避難すべき地域

対象河川（箇所）	避難すべき地域	対象指定避難所
鈴鹿川（右岸）	楠地区（北楠）、塩浜地区	楠地区市民センター、楠小学校、楠中学校、楠保健福祉センター、楠交流会館
鈴鹿川（左岸）	塩浜地区、河原田地区	塩浜地区市民センター、塩浜小学校、塩浜中学校、三重北勢健康増進センター、河原田地区市民センター、北勢公設地方卸売市場組合管理棟、河原田小学校、四日市農芸高校
鈴鹿川派川（右岸）	楠地区（南楠）	楠福祉会館、楠避難会館、楠防災会館
鈴鹿川派川（左岸）	楠地区（北楠）	楠地区市民センター、楠小学校、楠中学校、楠保健福祉センター、楠交流会館
内部川（右岸）	内部地区、河原田地区	内部地区市民センター、内部小学校、河原田地区市民センター、河原田小学校、北勢公設地方卸売市場組合管理棟、四日市農芸高校
内部川（左岸）	内部地区、日永地区、河原田地区	内部東小学校、日永地区市民センター、日永小学校、四日市工業高校、南中学校、海星中・高等学校
海蔵川（右岸）	三重地区、海蔵地区、橋北地区	三重地区市民センター、三重小学校、三重西小学校、三重平中学校、橋北地区市民センター、橋北小学校、橋北中学校、橋北交流会館
海蔵川（左岸）	三重地区、海蔵地区、羽津地区	三重北小学校、大谷台小学校、海蔵地区市民センター、海蔵小学校、山手中学校、羽津地区市民センター、羽津小学校、羽津北小学校、羽津中学校
三滝川（右岸）	共同地区、同和地区、中央地区、浜田地区、港地区、常磐地区、川島地区、神前地区、桜地区	中部地区市民センター、中部西小学校、中部中学校、中央小学校、本町プラザ、じばさん三重、なやプラザ、総合会館、浜田小学校、港中学校、常磐地区市民センター、常磐小学校、市立図書館、文化会館、常磐西小学校、常磐中学校、川島地区市民センター、川島小学校、三滝中学校、桜地区市民センター、桜小学校、桜中学校、桜台小学校、四日市西高校
三滝川（左岸）	橋北地区、海蔵地区、三重地区、神前地区、県地区	橋北地区市民センター、橋北小学校、橋北中学校、橋北交流会館、海蔵地区市民センター、海蔵小学校、三重地区市民センター、三重小学校、三重西小学校、三重平中学校、神前地区市民センター、神前小学校、四日市商業高校、四日市中央工業、県地区市民センター、県小学校、大池中学校
朝明川（右岸）	富洲原地区、富田地区、羽津地区、大矢知地区、八郷地区、保々地区	富洲原地区市民センター、富洲原小学校、富洲原中学校、富田地区市民センター、富田小学校、富田中学校、四日市高校、北星高校、羽津地区市民センター、羽津小学校、羽津北小学校、羽津中学校、大矢知地区市民センター、大矢知興譲小学校、あさけプラザ、暁小学校、八郷小学校、八郷西小学校、朝明中学校、暁中・高等学校、保々地区市民センター、保々小学校、保々中学校
朝明川（左岸）	八郷地区、下野地区、	八郷地区市民センター、下野地区市民センター、下野小学校、西朝明中学校
鹿化川（右岸）	日永地区、常磐地区、四郷地区	日永地区市民センター、日永小学校、中央緑地体育館、四日市工業高校、常磐西小学校、常磐中学校、四郷小学校
鹿化川（左岸）	共同地区、同和地区、中央地区、浜田地区、港地区、常磐地区、	中部地区市民センター、浜田小学校、港中学校、常磐地区市民センター、常磐小学校
天白川（右岸）	日永地区、塩浜地区	日永地区市民センター、日永小学校、四日市工業高校、三浜文化会館
天白川（左岸）	日永地区、四郷地区	中央緑地体育館、四郷小学校

- 対象河川に対する避難すべき地域を示しましたが、他の地域についても気象状況をはじめ、河川水位の状況や施設等の状況を的確に把握したうえで、避難勧告等の発令を適切に行うこととします。
- 市災害対策本部が開設する避難所を示してありますが、距離や位置など地域の状況や地区の避難マニュアルに基づく集会所等への避難も有効です。但し、この場合は避難所自体の構造や安全性をあらかじめ確認しておくことが大切です。また、避難時には地区市民センターへの避難状況の報告を必ず行って下さい。
- 開設する避難所は、降雨等の状況や避難範囲などからの検討により追加する場合があります。

3-3 避難情報の伝達方法

○避難情報の伝達文（例）

【防災行政無線、広報車、HP等】

<避難準備・高齢者等避難開始の伝達文>

こちらは、四日市市(災害対策本部)です。

○時○分に○○地区（町）に対して避難準備・高齢者等避難開始を出しました。

- ・ △△川の水位が上昇し、今後、氾濫が始まるおそれがあります。
- ・ 1時間後には道路冠水のおそれがあります。
- ・ 土砂災害の発生するおそれがあります。 など

お年寄りの方など、避難に時間がかかる方は、安全な場所に避難して下さい。

その他の方も、避難の準備を始めてください。

なお、避難所は、○○地区市民センターを開設します。

(避難の際には、できるだけ、となり近所の方にも一声かけて避難してください。)

<避難勧告の伝達文>

こちらは、四日市市(災害対策本部)です。

○時○分に○○地区（町）に対して避難勧告を出しました。

- ・ △△川の水位が上昇し、今後、浸水が始まるおそれがあります。
- ・ △△川の水位が氾濫危険水位を超えました。
- ・ 土砂災害の発生する危険が更に高まっています。
- ・ 伊勢湾三河湾に津波警報が発令されました。 など
- ・

直ちに安全な場所に避難して下さい。

なお、避難所は、○○地区市民センター、○○小学校を開設します。

(避難の際には、できるだけ、となり近所の方にも一声かけて避難してください。)

<避難指示（緊急）の伝達文>

こちらは、四日市市(災害対策本部)です。

○時○分に○○地区（町）に対して避難指示（緊急）を出しました。

- ・ △△川の水位が更に上昇し、大変危険な状態です。
- ・ △△川の水位が避難指示判断水位を超え、堤防から水があふれる危険があります。
- ・ 近隣で土砂災害が発生しており、大変な状況です。
- ・ 伊勢湾三河湾に津波警報が発令されました。 など
- ・

直ちに安全な場所に避難してください。

なお、避難所は、○○地区市民センター、○○小学校を開設します。

○避難情報を伝達する際の注意事項

避難情報を伝達する際には、以下の点に注意することとします。

- ・ 音声による伝達（防災無線など）の場合は、1)対象地域、2)発令理由、3)行動、4)避難所の順に伝える。
- ・ 避難所については具体的に伝達する。
- ・ 避難に支障となることがある場合（道路冠水、がけ崩れ等）はその状況もあわせて伝達する。
- ・ 防災メールによる伝達内容は上記内容をできる限り簡潔にまとめ送信する。

4. 土砂災害

避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令については、以下の基準を基に発令することとします。

4-1 避難勧告等の発令基準

土砂災害警戒情報や三重県土砂災害情報提供システムからの情報を基に判断します。

種別	対象情報
避難準備・高齢者等避難開始	土砂災害警戒情報が発表され、三重県土砂災害情報提供システムにおいて橙色（警戒）表示となったとき
避難勧告	三重県土砂災害情報提供システムにおいて赤色（危険）表示となったとき
避難指示（緊急）	土砂災害が発生したとき

※土砂災害の前兆現象

- ・湧き水、地下水が濁り始めた、量の変化が確認されたとき。
- ・溪流付近での斜面崩壊、斜面のはらみ、擁壁・道路等にクラックが確認されたとき。
- ・山鳴り、流木の流出、斜面の亀裂などが確認されたとき。

※前兆現象を確認された際は、ただちに避難行動を開始するとともに、お近くの地区市民センターまたは市災害対策本部まで連絡願います。

4-2 避難すべき地域

土砂災害警戒情報の発表された地域に含まれる次の地域に対して発令します。

- ・土砂災害における避難すべき地域及び避難所については、地域防災計画資料に示された土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域指定地一覧表及び急傾斜地崩壊発生区域（危険箇所）とする。

4-3 避難情報の伝達方法

○避難情報の伝達文（例）

【防災行政無線、広報車、HP等】

＜避難準備・高齢者等避難開始の伝達文＞

こちらは、四日市市(災害対策本部)です。

○時○分に○○地区（町）に対して避難準備・高齢者等避難開始を出しました。

- ・これまでの雨や、今後の予想から、土砂災害の発生が予想されています。
- ・近隣の崖から湧き水が増えており、がけ崩れの恐れがあります。
- ・土砂災害の発生するおそれがあります。 など

お年寄りの方など、避難に時間がかかる方は、安全な場所に避難してください。

その他の方も、避難の準備を始めてください。

なお、避難所は、○○地区市民センターを開設します。

(避難の際には、できるだけ、となり近所の方にも一声かけて避難してください。)

＜避難勧告の伝達文＞

こちらは、四日市市(災害対策本部)です。

○時○分に○○地区（町）に対して避難勧告を出しました。

- ・土砂災害が発生する危険が非常に大きくなりました。
- ・△△裏で前兆現象があり危険です。
- ・土砂災害の発生する危険が更に高まっています。 など

直ちに安全な場所へ避難してください。

なお、避難所は、○○地区市民センター。○○小学校を開設します。

(避難の際には、できるだけ、となり近所の方にも一声かけて避難してください。)

<避難指示（緊急）の伝達文>

こちらは、四日市市(災害対策本部)です。

○時○分に○○地区（町）に対して避難指示(緊急)を出しました。

- ・すぐにも土砂災害が予想される非常に危険な状態です。
- ・△△裏で落石がありすぐにも崖崩れが発生する非常に危険な状況です。
- ・近隣で土砂災害が発生しており、大変危険な状況です。

など

直ちに安全な場所に避難してください。

なお、避難所は、○○地区市民センター、○○小学校を開設します。

○ 避難情報を伝達する際の注意事項

避難情報を伝達する際には、以下の点に注意することとします。

- ・ 音声による伝達（防災無線など）の場合は、1)対象地域、2)発令理由、3)行動、4)避難所の順に伝える。
- ・ 避難所については具体的に伝達する。
- ・ 避難に支障となることがある場合（道路冠水、がけ崩れ等）はその状況もあわせて伝達する。
- ・ 防災メールによる伝達内容は上記内容をできる限り簡潔にまとめ送信する。

5. 津波災害

5-1 避難勧告等の発令基準

- 避難勧告、避難指示（緊急）の発令については、以下の基準を基に、国、県などの災害情報や津波避難マップ等から、総合的に判断します。

ア 近地津波※1の場合

区分	対象情報	避難すべき区域
避難勧告	① 津波注意報が発表され、被害が発生するおそれがあるとき ② 津波警報及び津波警報が発表されない場合において、津波被害が発生するおそれがあるとき	富洲原地区、富田地区、大矢知地区、羽津地区、橋北地区、港地区、中央地区、同和地区、浜田地区、共同地区、常磐地区、日永地区、塩浜地区、河原田地区、楠地区の沿岸部（津波避難マップ参考）
避難指示 （緊急）	① 津波警報・大津波警報が発表されたとき ② 津波注意報が発表され、被害が発生するおそれがあるとき	富洲原地区、富田地区、大矢知地区、羽津地区、橋北地区、港地区、中央地区、同和地区、浜田地区、共同地区、常磐地区、日永地区、塩浜地区、河原田地区、楠地区の沿岸部（津波避難マップ参考）

イ 遠地津波※2の場合

区分	発令基準	避難すべき区域
避難勧告	① 津波警報が発表されたとき ② 津波注意報が発表され、被害が発生するおそれがあるとき ③ 他地域で津波警報が発表され、被害が発生するおそれがあるとき	富洲原地区、富田地区、羽津地区、橋北地区、港地区、塩浜地区、楠地区の内、防潮堤、堤防等から海側の地域
避難指示 （緊急）	① 大津波警報が発表されたとき ② 津波警報が発表され、被害が発生するおそれがあるとき	富洲原地区、富田地区、大矢知地区、羽津地区、橋北地区、港地区、中央地区、同和地区、浜田地区、共同地区、常磐地区、日永地区、塩浜地区、河原田地区、楠地区の沿岸部（津波避難マップ参考）

※1 四日市市の沿岸から概ね600キロメートル以内に発生した地震など、市内の堤防や防潮堤、防潮扉の損傷が想定される揺れの地震による津波。

※2 海外で発生した地震など、市内の堤防や防潮堤、防潮扉の損傷が想定されない地震による津波。（チリ沖地震津波など）

5-2 避難場所

津波災害時の避難については、出来るだけ早く遠方への避難を行うことを基本としますが、避難行動要支援者など、避難が困難な場合は、津波避難ビルなど高台への避難誘導を行います。

【参考資料：津波避難マップ】

5-3 避難情報の伝達方法

○避難情報の伝達文（例）

【防災行政無線、広報車、HP等】

<避難勧告の伝達文>

こちらは、四日市市(災害対策本部)です。
○時○分に○○地区（町）に対して避難勧告を出しました。
現在、伊勢湾三河湾に津波警報が発令されております。
直ちに沿岸部から出来るだけ離れ、安全な場所へ避難してください。遠くへの避難が困難な方は、近くの避難ビル等に避難してください。
(また、できるだけ、となり近所の方にも一声かけて避難してください。)

<避難指示（緊急）の伝達文>

こちらは、四日市市(災害対策本部)です。
○時○分に○○地区（町）に対して避難指示（緊急）を出しました。
現在、伊勢湾三河湾に大津波警報が発令されております。
直ちに沿岸部から出来るだけ離れ、避難してください。遠くへの避難が困難な方は、近くの避難ビル等に避難してください。

○避難情報を伝達する際の注意事項

避難情報を伝達する際には、以下の点に注意することとします。

- ・ 音声による伝達（防災無線など）の場合は、1)対象地域、2)発令理由、3)行動の順に伝える。
- ・ 各情報に至った理由（状況）を簡潔に伝達する。
- ・ 避難に支障となることがある場合（道路損壊等）はその状況もあわせて伝達する。
- ・ 防災メールによる伝達内容は上記内容をできる限り簡潔にまとめ送信する。

6. パトロールの実施

パトロールについては、以下のとおり実施します。

- 災害から被害を防ぐために、被害の発生する可能性のある場所のパトロールを実施する。
- パトロール手順については、関係部局のマニュアルによる。

(1) 水害

台風や豪雨に伴い河川の水位が上昇し、災害が発生する恐れがある場合は、緊急車両などを用い、水防計画に示された危険箇所等のパトロールを実施する。

(2) 土砂災害

土砂災害警戒情報が発表された場合は、緊急車両などを用い、土砂災害警戒情報の発表された地域（5kmメッシュ範囲）における地域防災計画資料に示された土砂災害警戒区域、急傾斜地崩壊危険区域指定地一覧表及び急傾斜地崩壊発生区域（危険箇所）、土砂災害警戒区域のパトロールを実施する。

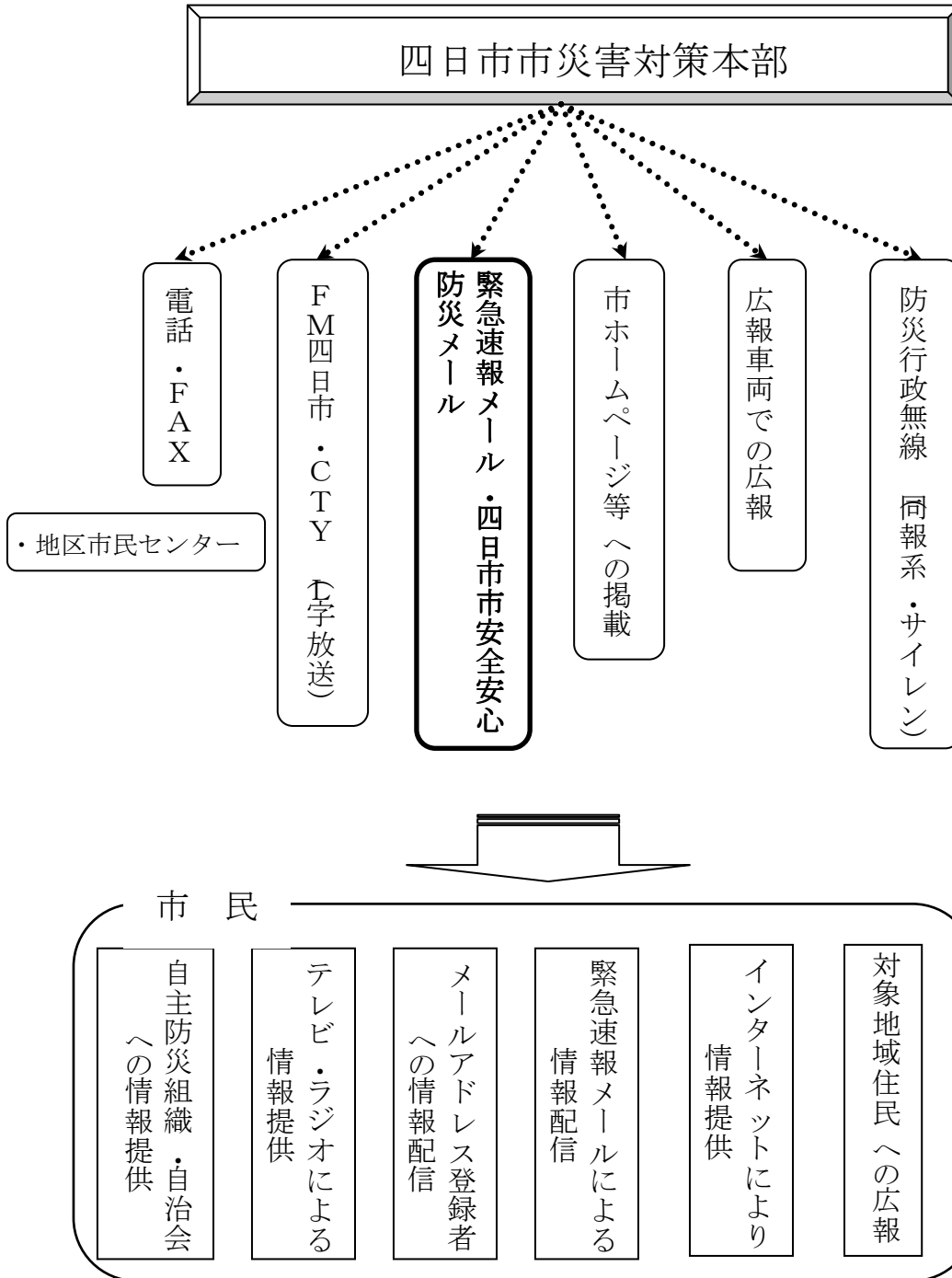
(3) 津波災害

津波注意報、津波警報、大津波警報が発表された場合は、緊急車両などを用い、市内沿岸部のパトロールを実施する。

ただし、災害対策本部からの情報を基に、津波到達時刻の30分前には必ずパトロールを終了し、避難する。

7. 情報の伝達方法

○ 次の伝達手段により情報の伝達を行います。



○ 伝達文の作成

広報担当者は避難情報の伝達文（例）を参考に広報伝達文を作成する。

○ 関係機関等への伝達

- ・ 国土交通省三重河川国道事務所
- ・ 三重県県民センター（情報システムによる入力）
- ・ 三重県警察（四日市南・北・西警察署）

- ・ 報道機関・・・記者発表の実施

7-1 防災行政無線による情報伝達

- ・ 地域に設置されたスピーカーを通してサイレン及び拡声放送を実施します。
- ・ 対象災害
大津波警報、津波警報、避難勧告・避難指示（緊急）、国民保護関係情報、緊急地震速報
- ・ サイレンを吹鳴した場合は、自動電話応答で音声内容を確認することができます。
(問い合わせ先) 059-351-4004

主なサイレンの吹鳴方法

大津波警報 3秒 2秒休 3秒 2秒休 3秒 音声放送 【繰り返し3回】

津波警報 5秒 6秒休 5秒 6秒休 5秒 音声放送 【繰り返し3回】

避難信号 60秒 5秒休 60秒 5秒休 60秒 音声放送 【1回】

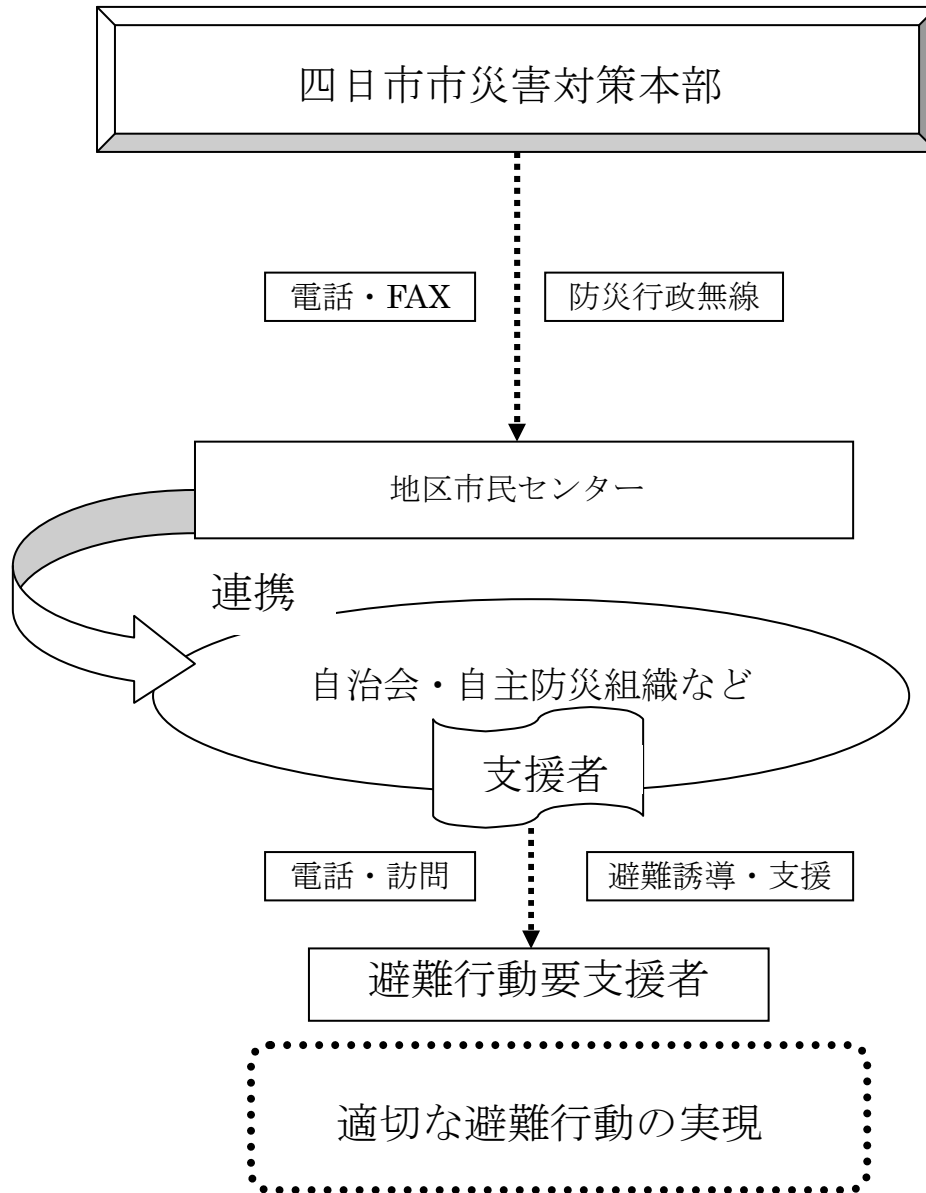
※ その他の緊急情報

- ① **国民保護関係情報**: 国民保護サイレン(ウィーン) + 音声放送【繰り返し3回】
- ② **緊急地震速報**: 緊急地震速報チャイム(チャランラン・チャランラン) + 音声放送【繰り返し3回】

8. 避難行動要支援者に対する情報伝達

11

- 特に避難行動要支援者に対する情報伝達については、避難行動要支援者名簿を活用し、登録された対象者への情報伝達を的確に行います。



* 要支援者の方への伝え方については、これからも関係者等と試行・検討を行い、その方法について向上を図っていきます。

○ 要支援者施設への情報伝達

要支援者施設への情報伝達については、地域防災計画で定められた水防法15条に関する方法により情報伝達を行います。

四日市市防災メール
ファックス

